

水産業に関する提言

水産業の成長産業化と水産資源の保全・管理を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 活力ある漁業・漁村づくりの推進

- (1) 各地の浜プラン策定はもとより、同プランに位置付けられた取組を着実に実施できるよう強力に支援するとともに、漁家の収入向上や経営体の育成・確保、6次産業化の推進に資する支援を充実強化すること。
- (2) 外国人労働者の水産業分野での受入れを含めた新規就業促進や技能実習制度を充実強化すること。
- (3) 燃料、飼料の価格変動等により経営に大きな影響を受けている漁業者への経営安定化対策を継続・強化すること。

2. 水産資源管理の推進等

- (1) 漁業管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による水産資源管理を一層強化すること。
また、沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際的な資源管理の推進を図ること。
- (2) 水産資源管理に伴い厳しい経営を強いられている漁業者に十分な支援策を講じること。
- (3) 我が国周辺の排他的経済水域内における違法操業に対する漁業取締体制を一層強化すること。

3. 安全で良質な国産水産物が適正な価格で安定供給されるよう養殖漁業をはじめとする「つくり育てる漁業」への支援を充実強化すること。

4. 高度衛生管理への対応及び防災・減災対策を推進するため、水産基盤整備に対する必要な財政措置を講じること。

また、水産資源の回復や生産力向上のため、干潟の保全や貧酸素水塊対策など漁場環境保全を推進するとともに、有害生物による漁業被害の防止及び軽減対策を講じること。

5. 離島地域における漁場の生産力の向上を図るため、離島漁業再生支援交付金事業による支援を強化すること。

6. 大規模自然災害の被災地における水産物供給機能を早期に回復するため、被災した漁港施設や共同利用施設などの復旧・復興対策に十分な財政措置を講じること。

7. 東日本大震災関係

地方卸売魚市場において、水産加工業の復興に必要となる施設整備に対し、継続的かつ十分な財政措置を講じること。